

臨時的任用教職員の勤務条件等の概要

平成31年4月
兵庫県教育委員会

任用

- (1) 正規職員の定員に欠員が生じた場合に、本定員臨任として任用されます。
- (2) 正規職員が産休、育休、病休等のため勤務ができない状況が生じた場合に、その代替として任用されます。

給与

《公立学校教育職員等の給与に関する条例又は職員の給与等に関する条例の規定により給与が支給されます。概要は次のとおり》

- (1) 給料月額（平成31年4月1日現在）

【教育職】

大学卒	206,440円	(1級21号給)
短大卒	186,680円	(1級13号給)

【行政職】

大学卒	170,100円	(2級21号給)
短大卒	158,300円	(2級13号給)
高校卒	148,600円	(2級5号給)

※ 給料月額は、任用前の職歴により加算される場合があります。

※ 臨時的任用教員のうち、次の適用要件を全て満たす者については、「臨時教諭」として任用し、給料月額は、中・小教育職303,680円（2級55号給）、高校教育職308,360円（2級57号給）とします（44歳で適用した場合は、中小2級53号給、高校2級55号給）。

〔適用要件〕

- (ア) 年齢 任用時の年齢が44歳以上（60歳の年度末までの任用に限る。）
- (イ) 経験年数 大卒20年以上（短大卒22年以上）
- (ウ) 教員経験 常勤の教員としての期間（実習助手・寄宿舎指導員・学校栄養職員としての期間を除く。）が14年以上
- (エ) その他 1級の最高限度号給（81号給）に達している者

(2) 給料月額決定時期

任用の都度、給料月額を決定します。(任用更新時は決定されません)

(3) 手 当

① 扶養・住居・通勤手当等の支給

各手当の支給要件を具備していることを届け出た者について、当該手当が支給されます。

② 期末・勤勉手当の支給

6月1日及び12月1日(「基準日」といいます。)に在職する者及び基準日前1ヶ月以内に退職した者に支給されます。

③ 退職手当の支給

引き続き6月以上勤務した場合(県立学校の行政職員、技能労務職は1年超勤務または発令期間が6月超)は、公立学校職員等の退職手当に関する条例(第3条第2項適用)ほか関係規定に基づいて退職手当が支給されます。

また、引き続き12月以上勤務し、退職時に支給された退職手当額が、雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ、退職後一定期間失業している場合は、その差額分が「失業者の退職手当」として支給されます。

(4) 給料支払日(一部手当を含む)

原則として毎月16日に支給されます。

勤務時間・休暇等

《職員の勤務時間、休暇等に関する条例により規定されています。概要は次のとおり。》

(1) 勤務時間

月曜日～金曜日の毎7時間45分(休憩時間を除きます。)のうち、各学校長が割り振った時間が勤務時間となります。

なお、土曜日及び日曜日については、学校長が振替を命じた場合を除き「週休日」とされ、勤務を要しない日となります。

(2) 休日

① 国民の祝日に関する法律に規定する休日

② 12月29日から翌年1月3日までの日

(3) 年次休暇

1暦年において20日を超えない範囲内で、在職期間を考慮して定めます。

月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
日数	1	3	5	6	8	10	11	13	15	16	18	20

(4) その他の休暇

特別休暇については、主に次のものがあります。

種 類	日数・期間	備 考
夏季休暇	5日	6月～9月の期間における5日（暦日） 原則として連続する5日、分割取得可
結婚の場合	5日	
親族が死亡した場合	親族ごとの区分 により異なる	配偶者 10日 父母 10日（血族）、5日（姻族） 子 10日（血族）満6歳未満の子は5日 3日（配偶者の子）満6歳未満の子は2日 祖父母 5日（血族）、1日（姻族） 孫 3日（血族） 兄弟姉妹 5日（血族）満6歳未満の弟妹は3日 2日（姻族） // 1日
産前・産後休暇	産前 8週間 産後 8週間	産前については多胎妊娠の場合14週間
配偶者の出産の場合	3日	配偶者が出産のため入院する等の日から出産後2週間を経過する日の期間内
育児時間	1日2回 計90分以内	生後1歳6月に達しない子を保育するために必要と認められる場合
子育て支援休暇 （子の看護休暇）	5日 ※子が2人以上 の場合は10日	義務教育終了前の子の看護等のために必要と認められる場合
生理の場合	1回につき3日	3日を超える場合→病気休暇の対象

(5) 研修

教育職員については、研修について教育公務員特例法の規定が適用されます。

社会保険等

(1) 社会保険

- ① 任用期間が2月を超えるとき
健康保険及び厚生年金保険に加入します。
- ② 任用期間が2月以内であるとき
各自において、国民健康保険及び国民年金に加入してください。
ただし、所得額等により取扱いの異なる場合があります。

(2) 雇用保険

退職手当の支給が見込まれないとき加入します。